

なるほど税講座

「退職慰労金」には、税務上、社会保険制度上のメリットがあることをご存知ですか？

このようなことに該当しませんか？

- 役員退職慰労金の財源準備をしていない…
- 決算を機に役員報酬額の引上げを検討している…

「役員報酬」で受取るよりも、「退職慰労金」で受取る方が有利なケースがあります！

例えば、2,000万円を「退職慰労金」で受取った場合と、「役員報酬」で受取った場合を比較してみると…

「退職慰労金」で受取った場合				手取額差A-B	「役員報酬」で受取った場合			
退職慰労金額	税金	実効税率	手取額A		報酬金額	税金	実効税率	手取額B
2,000万円	約10.5万円	約0.6%	約1,989.5万円	約532.3万円	2,000万円	約542.8万円	約27.1%	約1,457.2万円

勤続35年。復興特別所得税については考慮せず。

給与所得のほかに収入なし。4人家族の場合で所得控除は基礎控除と一般扶養控除のみと前提。配偶者(特別)控除・社会保険料控除等は考慮せず。復興特別所得税については考慮せず。

なぜ手取額に差があるのでしょうか…

「退職慰労金」には、税務上、社会保険制度上のメリットがあるからです！

メリット ①

税務上のメリット

退職所得にかかる税金

$$= (\text{退職慰労金} - \text{①退職所得控除額}) \times \text{②} 1/2 \times \text{③税率(分離課税)}$$

① 退職所得控除額は以下の算式に基づいて算出されます

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数 (最低80万円)
20年超	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

② 退職所得控除後の課税所得が1/2となります

③ 他の所得と一緒に課税されません

メリット ②

社会保険制度上のメリット

退職慰労金には社会保険料がかかりません。

「役員報酬」には、厚生年金や健康保険などの社会保険料がかかりますが、「退職慰労金」には、社会保険料がかかりません。



「退職慰労金」に、メリットがあることはわかったけれど、当面の資金繰りに精一杯で、その財源を積立てる余裕なんてないよ…



社長様の役員報酬を引下げることにより、法人の負担減少額の一部を、将来の「退職慰労金」財源として積立てるという方法があります。

「役員報酬」の引下げによって減少する社長様の手取額を「退職慰労金」で受取れば、会社のキャッシュフローはこんなに改善することができます！

2 法人のキャッシュフロー改善効果を見てもみましょう!

前提条件

[社長様]年齢55歳 [役員就任年齢]35歳 [勇退退職年齢]65歳 [配偶者控除・扶養控除]控除の対象となる配偶者様・お子様はいないものとする
[給与所得控除] 現行制度を利用する [法人の課税所得] 引下げ前、引下げ後ともマイナスとする [万円未満切捨てで表示]

給与の見直し		引下げ前	月額100万円	給与引下げ	引下げ後	月額70万円					
キャッシュフローの改善	初年度	個人 (万円未満切捨てで表示)		法人 (万円未満切捨てで表示)							
		現在(年額)	<差額>	引下げ後(年額)	現在(年額)	<差額>	引下げ後(年額)				
	①役員報酬	1,200万円	360万円	840万円	①報酬負担	1,200万円	360万円	840万円			
	②税金 (所得税・住民税)	201万円	66万円	135万円	②社会保険料	130万円	19万円	111万円			
	③社会保険料	130万円	19万円	111万円	資金負担	1,330万円	378万円	951万円			
	手取額	868万円	275万円	593万円	①+②						
	①-(②+③)	給与引下げ額ほど手取額は下がりにません。		給与引下げにより、その金額以上に 会社のキャッシュフローを改善してくれます。							
	10年後	手取減少累計額	2,468万円		負担減少累計額	3,786万円					
	社長様の手取減少額を退職慰労金で補填		退職慰労金手取額(税引後)*		2,468万円		支給	例えば	退職慰労金	2,583万円	

※退職慰労金手取額(税引後) 2,468万円=①-(④+⑤)
 ①退職慰労金2,583万円
 ②退職所得控除額1,500万円=70万円×10年+800万円
 ③退職所得541万円=(①-②)×1/2
 ④退職所得に関わる所得税65万円=③×20%-42万円
 ⑤退職所得に関わる住民税48万円=(③×10%)×0.9
 (注) 数値は目安であり、実際の数値とは異なる場合があります
 <社会保険料>
 厚生年金保険料、協会けんぽの健康保険料(東京都の保険料率使用)、後期高齢者医療保険料、介護保険料の合計とし、雇用保険・国民健康保険の保険料は、考慮していません。
 <所得税>
 年度毎の収入から算出。配偶者控除・扶養控除・社会保険料控除を考慮し算出。医療費控除等を考慮していません。
 <住民税>
 前年度の収入から算出し、都道府県民税、市町村民税の合計。配偶者控除・扶養控除・社会保険料控除を考慮し算出。医療費控除等は考慮していません。「均等割」は考慮していません。
 <法人税>
 報酬引下げ前、引下げ後ともに利益(課税所得)をマイナスとし、法人税はかからないものとしています。

退職慰労金を払ってもなお、
 会社は**1,203万円**(3,786万円-2,583万円)のキャッシュフロー改善効果を確認できます。

「退職慰労金」の計画的な財源準備には、生命保険がお役に立ちます!

詳しく知りたい方はお気軽にご相談ください。

■ご相談内容(該当項目にチェックをつけるか、自由にご記入ください)

- 上記キャッシュフロー改善効果について、具体的にシミュレーションしたい…
 生命保険を活用した、「退職慰労金」の財源準備について詳しく知りたい。

■その他ご相談

フリガナ	TEL	—	—
ご氏名	メールアドレス		@

▼ご相談はこちら(下記)へ

<募集代理店>

株式会社クリアー
 〒335-0001
 埼玉県蕨市北町1-21-19
 TEL 048-432-9206

○当社は本アンケートにご記入いただいたお客様の個人情報をもとに、お客様に対して、当社が取扱う保険商品をお勧めするために利用することがあります。

○当資料に記載の内容は、H24年4月現在の公的年金制度・公的医療保険制度・税制・関係法令等に基づき税務の取扱等について記載しております。今後、税務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容、数値等は将来にわたって保証されるものではありません。なお、個別の税務取扱等については(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

○実際の商品内容、経理処理の詳細につきましては、「商品パンフレット」「ご提案書」等をご覧ください。

■情報提供: 日本生命保険相互会社
 代理店業務部



生24-H-2190, 代理店業務部